

茨城県高体連バドミントン専門部

【 内 規 】



茨城県高体連バドミントン専門部 平成31年4月17日改定

茨城県高体連バドミントン専門部内規

I 機構

1. 役員

(1) 本部役員

部長……1名	副部長……2名以内
委員長……1名	副委員長……2名
地区委員長……各地区1名	
強化委員長……1名	強化副委員長……2名
審判委員長……1名	審判副委員長……2名
記録委員長……1名	記録副委員長……1名
総務委員長……1名	総務副委員長……2名
事務局……1名	会計監査……1名
強化委員……4名	審判委員……各地区の割当数は総会時に提示する

(2) 常任委員

部長，委員長，副委員長，地区委員長，強化委員長，強化副委員長，審判委員長，審判副委員長，記録委員長，記録副委員長，総務委員長，総務副委員長，事務局

(3) 任期は原則として2年とし，再任は妨げない。

2. 会議

(1) 会議

	出席者	開催時期	協議内容
総会	加盟校	4月	行事，決算，予算，役員，その他部内の運営に関する事
常任委員会	常任委員	総会前の必要時	総会提案事項の原案作成 優秀選手の選出，部運営に関する事
組合せ会議	常任委員	各大会前	各大会の組合せ作成
専門委員会	各専門委員長 及び各専門委員	4月必要時	選手強化，審判講習会，指導者講習会等

(2) 議決は出席者の過半数をもって可決する。

3. 役員の仕事

- (1) 部長：すべての行事を招集し，業務を統括する。
- (2) 副部長：部長が不在の時，その任を代行する。
- (3) 委員長：部内の運営について，一切の責任を負う。
- (4) 副委員長：委員長が不在の時，その任を代行する。大会運営について主に行う。
- (5) 地区委員長：
 - a. 地区に関する一切の責任を負う。
 - b. 地区大会の結果を委員長，総務委員長に報告する。
 - c. 分担された県大会運営の責任者となる。
 - d. 分担された県大会の運営役員に，総務委員長より配布される委嘱状を発送する。
 - e. 分担された県大会の組合せ表，審判用紙を準備する。
- (6) 強化：選手強化，指導者講習会について，業務を行う。
- (7) 審判：大会における審判業務を統括する。

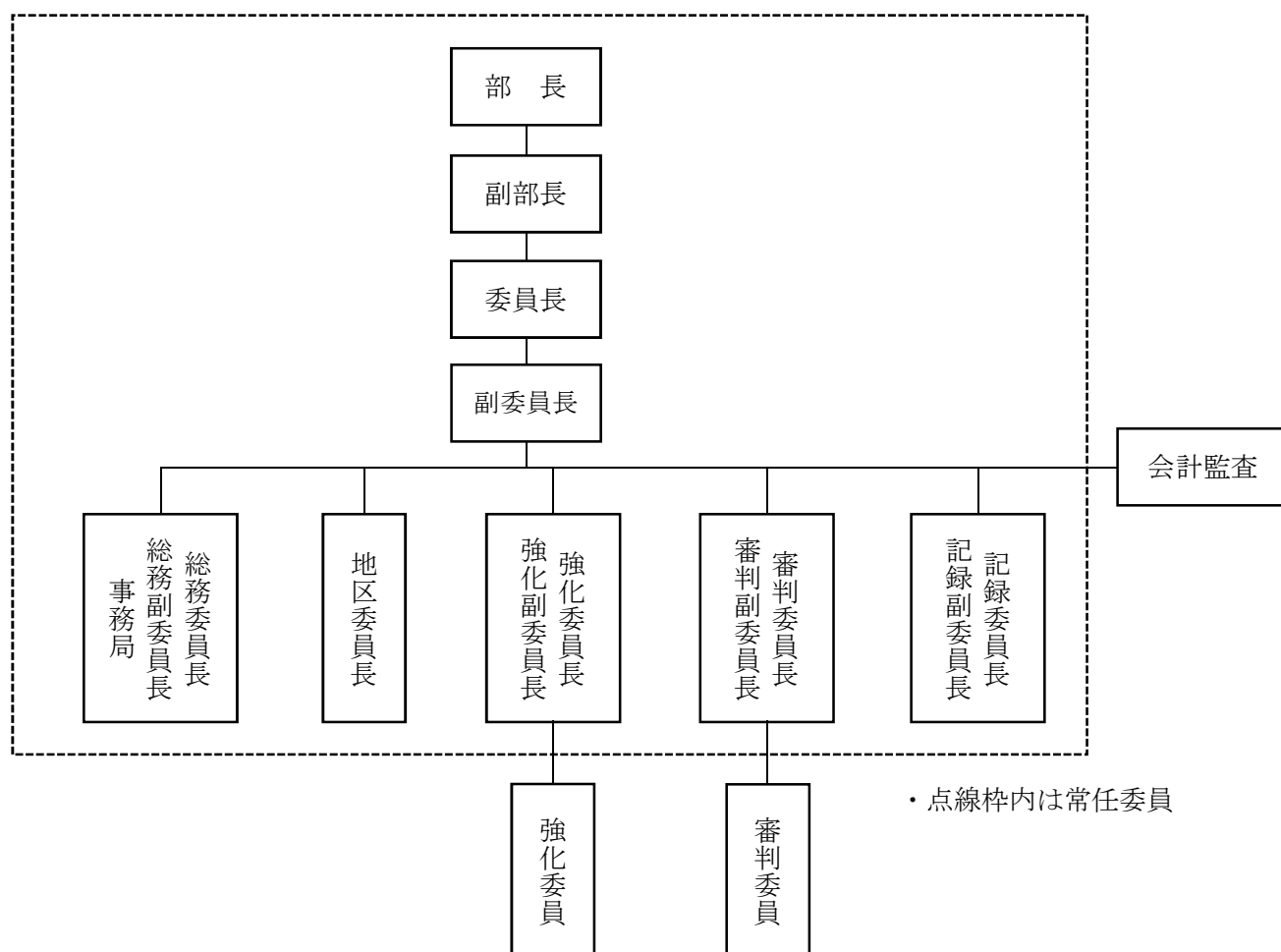
(8)記録：大会記録等，部の記録業務を行う。

(9)総務・事務局：

- a. 予算，決算に関する業務を行う。(事務局)
- b. 会議，各大会の公文書を発送する。(総務委員長)
- c. 本部役員に委嘱状を発送する。(総務委員長)
- d. 地区委員長に県大会運営役員の委嘱状を配布する。(総務委員長)
- e. 大会の運営全般の業務を行う。(総務委員長・総務副委員長・事務局)
- f. 協会登録に関する業務を行う。(総務副委員長)

(10)会計監査：会計一切について監査を行う。

4. 機構図



II. 大会参加資格

1. 参加生徒は，学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。
2. 参加生徒は，県高等学校体育連盟に加盟している高等学校生徒で，当該大会要項の参加資格を有する者であること。
3. チーム編成は，全日制，定時制，通信制各課程の生徒による混成は認めない。
4. 統廃合の対象となる学校については，当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
5. 転校後6ヶ月未満のものは，参加を認めない。（外国人留学生もこれに準じる）ただし，一家転住等やむを得ない場合は，県高等学校体育連盟会長の承認があればよい。
6. 以下の条件を具備すること。

(1)大会参加を認める条件

- a. 県高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
- b. 参加を希望する専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
- d. 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2)大会参加に際し守るべき条件

- a. 県高等学校体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- b. 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくことなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- c. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- d. 大会参加に際しては、ルール・マナーを守り大会運営に協力すること。これに違反があった場合、協議の上ペナルティーを課す。

(3)外国人留学生の出場枠について

- a. 学校教育法第1条に規定する高等学校卒業を目的として入学している生徒であること。
- b. 在籍校が、県高等学校体育連盟に加盟していること。
- c. 年齢は、4月2日を起算とし、19歳未満の者とする。
- d. 短期留学生は認めない。
- e. 人数については、全国高等学校総合体育大会に準じて制限を設ける。

Ⅲ. 大会運営

1. 運営役員は当番地区加盟校顧問及び常任委員がこれに当たることとし、運営は副委員長が行う。
2. 各校顧問は試合開始前に必ず本部席で受付を済ませること。
3. 顧問の引率のない場合は試合に出場させない。
4. 地区委員を通じ委嘱状をもって、運営役員を委嘱する。
5. シャトルは、原則として参加校持ち寄りで行う。
6. 運営役員(当番地区の地区委員)は、大会の結果を記録、整理して、総務委員長に5部提出する。(委員長、総務、協賛会社、高体連本部用)

Ⅳ. 大会組合せ及び実施法

1. 学校対抗

(1)関東大会県予選会

- a. 地区予選は実施しない。
- b. トーナメント法により順位を決定する。
- c. 3位決定戦、5位～8位決定戦を行う。結果によって、4位決定戦、6位決定戦を行う。
- d. 新人戦の成績により1位～4位をシードする。
- e. 新人戦の成績により5位～8位、9位～16位をシードし、顧問の抽選により入れる。
- f. それ以外はフリー抽選とする。抽選は総会時に顧問が行う。
- g. 試合は2複1単で行う。
- h. 敗者復活戦の組み合わせは抽選とする。
- i. 選手登録の変更は、第1日目の指定時間までとする。

(2)全国大会県予選会

- a. 地区予選を実施し、地区予選による出場校数を男女それぞれ28校とする。各地区割当数は下記の

【式1】により算出した下記の【表1】の通りとする。

- b. 関東大会出場校は地区予選を免除し、前項 a. の出場校に加える。
- c. トーナメント法により順位を決定する。
- d. 組み合わせの第1基準として関東大会県予選の上位8校をシードする。第2基準として地区大会の上位1, 2位をシードする。
- e. 初戦が同一地区同士の対戦とならないように考慮して抽選する。
- f. 試合は2複3単で行う。第1単は固定、他は単複兼ねることができる。
- g. 選手登録の変更については、第1日目の指定時間までとする。

【式1】

$$A (\text{割当比率}) = \frac{28}{\text{県加盟校総数(男女別)}}$$

$$B (\text{各地区の割当数}) = A \times \text{地区加盟校数(男女別)}$$

$$C = B + 0.5, D = B - 0.5$$

但し、Bが小数点以下に端数が出た場合は四捨五入して整数値Eとする。

各地区のEの合計値が28とならない場合は次の基準にて増減を行う。

(i) 28に満たない場合

各地区のCの値について、小数部分が最も大きい地区から順にEの値を1増やす。該当地区が2地区以上ある場合は加盟校数が多い地区を優先する。各地区のEの値の合計値が28になるまで続ける。

(ii) 28を超える場合

各地区のDの値について、小数部分が最も小さい地区から順にEの値を1減らす。該当地区が2地区以上ある場合は加盟校数が多い地区を優先する。各地区のEの値の合計値が28になるまで続ける。

最終的なEの値を地区の出場校数とする。

【表1】各地区の割当数

(参考：各地区の割当数は総会時の登録校数に基づいて計算し、各地区委員長に通知する。) 割当数は、確定後は年度内において変更しないものとする。

地区名	男 子		女 子	
	加盟校数	出場本数	加盟校数	出場本数
県 北				
水 戸				
県 東				
県 南				
県西①				
県西②				
合 計				

(3) 新人大会

- a. 地区予選を実施し、出場校は(2)全国大会予選会の項 a. に準ずる。他に4校を全国大会県予選会上位4校の地区へ割り当てる。
- b. トーナメント法により、順位を決定する。
- c. 組み合わせの第1基準として、各校個人戦の得点(2. 個人戦(2)i. の項を参照)合計によって学校順位を決め、それをシード順位とする。第2基準として第1基準に入らない各地区予選1位を抽選によって入れる。各地区予選1位だけで16シードが埋まらない場合、2位も抽選によって入れる。その後、フリー抽選は地区委員長が引き、各地区予選の上位から入れていく。
- d. シード以外は、初戦が同一地区の対戦とならないように考慮して抽選する。
- e. 試合は2複3単で行う。ただし、第1単は固定、他は単複兼ねられる。
- f. 選手登録の変更については、第1日目の指定時間までとする。

2. 個人戦

(1) 全国大会県予選

- a. 男子、女子共に地区予選を実施する。
- b. 各地区の出場本数は以下の通りとする。ただし、各地区加盟校数は年度始登録時のものとする。
男女共 ダブルス……………各地区加盟校数×1.0
 シングルス……………各地区加盟校数×1.0
※ただし、地区最低出場本数は5とする。
- c. 前年度新人大会個人戦シングルス、ダブルスのベスト8は推薦により県大会に出場できる。ただし、ダブルスについては、同一パートナーであることを条件とする。
- d. トーナメント法により順位を決定する。
- e. 3位決定戦を行う。その結果により、2位決定戦を行う。
- f. 前年度新人大会のベスト16以上に点数を与え、原則として点数順に1～16シードを決定する。(ダブルスにおいては、各個人に点数の2分の1を与える。)16シードが埋まらない場合は地区大会の結果を考慮する。
- g. 同一ブロックに同一校の選手が固まらないようにする。
- h. 各地区予選の1位と2位はできる限り決勝まで対戦しないように考慮する。

(2) 新人大会

- a. 男子、女子共に地区予選を実施する。
- b. 各地区の出場本数は以下の通りとする。ただし、各地区加盟校数は新人大会各地区予選組み合わせ会議時のものとする。
男女共 ダブルス……………各地区加盟校数×1.0
 シングルス……………各地区加盟校数×1.0
※ただし、地区最低出場本数は5とする。
- c. 全国大会県予選個人戦シングルス、ダブルスのベスト8は推薦により県大会に出場できる。ただし、ダブルスについては、同一パートナーであることを条件とする。
- d. トーナメント法により順位を決定する。
- e. 3位決定戦、5～8位決定戦を行う。3位決定戦の結果により、2位決定戦を行う。
- f. 全国大会県予選のベスト32以上に点数を与え、原則として点数順に1～16シードを決定する。(ダブルスにおいては、各個人に点数の2分の1を与える。)16シードが埋まらない場合は地区大会の結果を考慮する。
- g. 同一ブロックに同一校の選手が固まらないようにする。
- h. 各地区予選の1位と2位はできる限り決勝まで対戦しないよう考慮する。
- i. 結果により下記の点数を与え、学校対抗組み合わせの資料とする。
ダブルス、シングルス共に
1位(6点) 2位(5点) 3位(4点) 4位(3位)

5～8位（2点） 9～16位（1点）

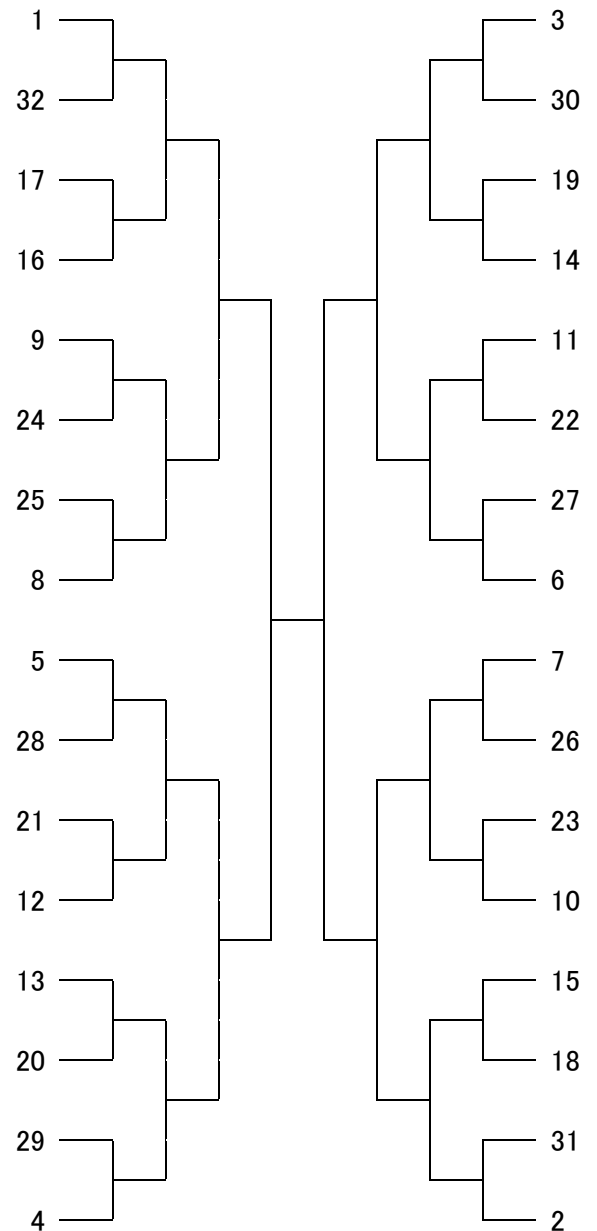
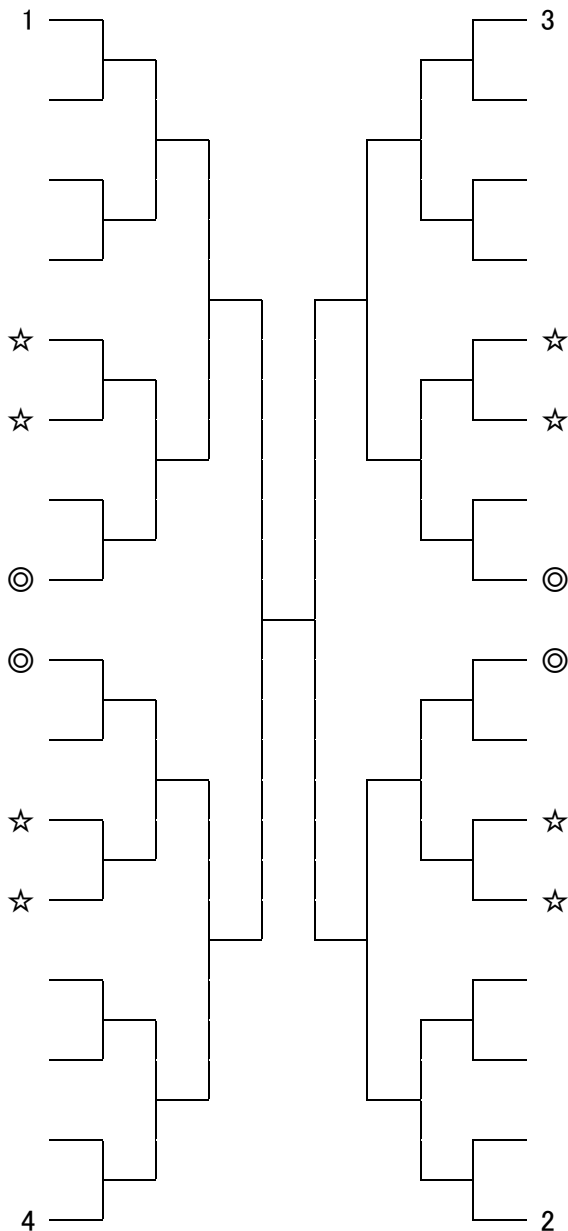
(3) 秋季大会

- a. 地区予選は実施しない。
- b. トーナメント法により順位を決定する。
- c. 同校の選手は、決勝まで対戦しないように考慮する。
- d. 全国大会県予選会ベスト32以内の者をシードする。
- e. 16シードが埋まらない場合は、各地区夏季大会の結果を考慮する。

3. トーナメントの作成基準

関東大会県予選

それ以外の大会



◎…5～8シード ☆…9～16シード

V. 表彰

優秀選手選考基準

(1) 対象とする試合

全国大会県予選（国体県予選）個人戦（シングルス，ダブルス）

(2) 表彰人数

a. 原則として男女共各10名程度とする。

b. 学年にこだわらない。

(3) 得点換算

a. シングルス

1位……………15点

2位……………12点

3位……………9点

4位……………6点

5～8位…3点

b. ダブルス

1位……………1人10点

2位……………1人8点

3位……………1人6点

4位……………1人4点

5～8位…1人2点

(4) 選考および表彰

得点上位の選手から常任委員会において選出し，全国大会県予選学校対抗の開会式において表彰する。

VI. 競技上の注意

競技は日本バドミントン協会競技規則および同大会運営規程に従って行う。ただし，詳細は別に定める。

VII. 審判上の注意

審判は日本バドミントン協会公認審判員規程審判員心得および同大会運営規程に従って行う。ただし，詳細は別に定める。

VIII. 付則

1. 本内規は平成30年4月17日より施行する。
2. 本内規を改正しようとするときは総会の議決を経なければならない。
3. その他の事項については茨城県高等学校体育連盟規約に準ずる。